

令和7年(2025年)12月10日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件について
- 2 新たに受理した陳情とその取扱いについて
- 3 意見書の取扱いについて
- 4 所管事項継続調査について
- 5 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 6 地方都市行政視察について
- 7 その他
 - (1) 令和8年第1回定例会の日程について
 - (2) 令和8年第2回定例会の日程について
 - (3) その他

資料 1

令和7年(2025年)12月10日

令和7年第4回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 同意案件

5 中野区監査委員選任の同意について

令和7年12月13日をもって任期満了となる監査委員の後任者として、次の方を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

氏 名 いしうら はやと 石浦 勇人 さん

生年月日 昭和35年(1960年) ●月●日 (●●歳)

住 所 東京都中野区●●●

選任区分 識見を有する者

主な経歴等 別紙のとおり

資料 2

令和7年(2025年)12月10日

議会運営委員会資料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○11月25日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・第63号陳情 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

資料 3

令和7年(2025年)12月10日

議会運営委員会資料

意見書の取扱いについて

(1) 委員会でとりまとめた意見書

- 議員提出議案第17号 外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求める意見書

(2) 会派から提出されている意見書

- 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書
- 比例定数削減の議論に関する意見書
- OTC類似薬の保険適用除外の方針を撤回すること求める意見書
- 民泊のあり方について再検討を求める意見書

議員提出議案第17号

外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和7年12月10日

中野区議会議長 森 たかゆき 殿

提出者	中野区議会議員	河合	りな
		斉藤	けいた
		大沢	ひろゆき
		市川	しんたろう
		立石	りお
		大内	しんご
		平山	英明
		中村	延子
		酒井	たくや

外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求める意見書

現在の日本には、外国人による土地購入を規制する法律がなく、無条件で土地取引が行える状況です。

外国人が日本の土地購入をすることで、安全保障上のリスクや固定資産税の徴収が困難となる可能性があります。

2026年には国籍届出制度の義務化など、政府も対策に向けて検討を重ねておりますが、今後実態把握に努め、対策を講じることが急務であります。

よって、中野区議会は国会及び政府に対し、外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

あて

国土交通大臣

防衛大臣

内閣府特命担当大臣（経済安全保障担当）

中野区議会議長名

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組みを着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高騰への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源に

については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

あて

中野区議会議長名

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、政府におかれては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 補正予算を早期に成立させ、重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

中野区議会議長名

比例定数削減の議論に関する意見書（案）

11月12日、自民党と日本維新の会は、衆議院議員定数1割削減を巡る協議を開始しました。

衆議院では小選挙区制度によって52%が「死票」となっており、比例代表は多様な民意を反映する大切な役割を持っていますが、この比例定数削減により、国民の多様な意見が反映されなくなるという懸念が指摘されています。

そもそも、日本の国会議員定数は決して多くはなく、人口100万人当たり5.6人と、OECD（経済協力開発機構）加盟国38カ国中36番目の水準です。主要7カ国（G7）の中でも2番目に少なく、人口100万人当たり21.7人のイギリスと比べると4分の1程度です。

よって、中野区議会は国会及び政府に対し、衆議院の比例定数削減に関して、客観的事実に基づき、慎重な議論を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

中野区議会議長名

OTC類似薬の保険適用除外の方針を撤回すること求める意見書（案）

現在、医療費4兆円削減に向けて、OTC類似薬の保険適用除外が議論されています。風邪薬、胃腸薬、湿布薬、抗アレルギー薬など、市販薬と効能の似たOTC類似薬の保険適用除外は「現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減」のためと政府は主張しています。しかし、処方薬に比べ価格が大幅に上がることから使用控えが起きることや、自己判断で薬剤を使用することの危険など、保険料負担軽減が逆に健康を損ねることになりかねません。これでは本末転倒です。

子どもの医療費無償化は子どものいる世帯の負担を引き下げる目的でおこなわれましたが、OTC医薬品を自費で購入しなければいけないのでは助成制度の意味がなくなります。また、難病により医療費助成の対象疾病として月額自己負担上限額が適用されている患者の場合でも、使用している薬剤が保険適用から外れれば大幅な自己負担増となります。アトピー性皮膚炎や喘息などのアレルギー疾患、リウマチや広範囲の皮膚炎などで、長期にわたり薬剤の使用が必要な患者もおり、自己負担増が命と健康に直結する事態となりかねません。

OTC類似薬の保険適用除外については、日本医師会は医療機関の受診控えによる健康被害、経済的負担の増加、薬の適正使用が難しくなることの3点をあげて強い懸念を表明しています。日本薬剤師会や全国保険医団体連合会なども、反対の態度を明らかにしています。

よって、中野区議会は政府に対し、国民皆保険制度のもとですべての国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC類似薬の保険適用除外の撤回をすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 あて

経済産業大臣

中野区議会議長名

民泊のあり方について再検討を求める意見書（案）

中野区内の旅館業及び住宅宿泊事業の開設相談の件数は、2023年度576件、2024年度3,335件とおよそ6倍となる中、夜間の騒音、ごみの違法投棄など、苦情件数も34件が196件と、ほぼ6倍と急増しています。

事業者や土地建物の所有者への連絡やルールの徹底の指導など、保健所や清掃事務所でも地域住民からの相談対応で苦慮していると伺っているところです。行政による適切な指導のためにも、相談体制を整える必要があります。

また、違法な民泊事業者については既存の仕組みでは有効な規制の方法がないのが現状です。

よって、中野区議会は政府に対し、地域住民の生活を守る観点から、民泊のあり方について以下を求めます。

記

- 1 民泊経営を行う際、地域住民や管理組合等との事前協議および合意形成を義務付けること。
- 2 無許可あるいは無届営業に対する罰則を強化するとともに、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の責任の厳格化を図ること。
- 3 地方公共団体の民泊施設の指導・監督に係る人員や財政支援の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

あて

国土交通大臣

中野区議会議長名

資料 4

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和7年第4回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

別紙 1

議 事 日 程

令和7年(2025年)12月10日午後1時開議

日程第1

- 第102号議案 令和7年度中野区一般会計補正予算
- 第103号議案 令和7年度中野区国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第104号議案 中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第105号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第106号議案 議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例
- 第107号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第108号議案 株式会社まちづくり中野21の株主総会における議決権の行使について
- 第109号議案 指定管理者の指定について
- 第110号議案 中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例
- 第111号議案 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第112号議案 指定管理者の指定について
- 第113号議案 指定管理者の指定について
- 第114号議案 指定管理者の指定について
- 第115号議案 指定管理者の指定について
- 第116号議案 特別区道路線の認定について
- 第117号議案 特別区道路線の廃止について
- 第118号議案 特別区道路線の変更について
- 第119号議案 指定管理者の指定について
- 第120号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第121号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第122号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第123号議案 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 第124号議案 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 第125号議案 中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第126号議案 中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第127号議案 中野区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第128号議案 指定管理者の指定について
- 第129号議案 指定管理者の指定について
- 第133号議案 特別区道45-290バリアフリー化改良工事請負契約
- 第135号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

- 議員提出議案第17号 外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を求める意見書

日程第3

- 第34号陳情 中野サンプラザ修繕費調査願いについての陳情
- 第60号陳情 中野サンプラザ関連説明会に当日参加したら誰でも手を上げて発言出来るチャンスを与えて頂きたい陳情

日程第4

- 第41号陳情 中野区議会における陳情の迅速な取扱いおよびWEB提出制度の導入に関する陳情

日程第5

- 第49号陳情 区立中学校就学先の隣接区域選択制導入

日程第6

- 第53号陳情 「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情

日程第7

第54号陳情 障害児童・生徒の福祉サービスの利用について

第61号陳情 中野区民から愛されている「中野サンプラザ時計台」に命を吹き込んで下さい

日程第8

第57号陳情 桃園第二小学校新校舎道路を快適な歩行にするための陳情

日程第9

令和7年度中野区教育行政に関する点検及び評価（令和6年度分）の結果に関する報告書の提出について

○議事の順序（令和7年12月10日）

（1）開議

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、同意第5号「中野区監査委員選任の同意について」

※上程、区長の説明、質疑・委員会付託・討論省略、採決（ ）

（2）日程第1、第102号議案から第129号議案まで、第133号議案及び第135号議案
の計30件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（第102号議案が可決となった場合、本会議を休憩し、議会運営委員会を開会する。）

（3）日程第2、議員提出議案第17号「外国人による日本の土地購入を規制する法律の制定を
求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（電子採決）

（本議案の採決結果に基づき、第52号陳情「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」は、みなす採択又はみなす不採択となる。）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「地方税財源の充実確保を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ
丁寧な支援を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「比例定数削減の議論に関する意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

() (日程追加、先議)

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「OTC類似薬の保険適用除外の方針を撤回すること求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「民泊のあり方について再検討を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(4) 日程第3、第34号陳情及び第60号陳情の計2件

※一括上程、委員長報告、討論、採決 (陳情及び項ごとに分けて採決)

○第34号陳情の採決 (電子採決)

○第60号陳情1項について採決 (電子採決)

○第60号陳情2項について採決 (電子採決)

○第60号陳情3項について採決 (簡易)

○第60号陳情4項について採決 (電子採決)

○第60号陳情5項について採決 (簡易)

(5) 日程第4、第41号陳情「中野区議会における陳情の迅速な取扱いおよびWEB提出制度の導入に関する陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (電子採決)

(6) 日程第5、第49号陳情「区立中学校就学先の隣接区域選択制導入」

※上程、委員長報告省略、討論、採決 (電子採決)

(7) 日程第6、第53号陳情「「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出に関する陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決 (電子採決)

(8) 日程第7、第54号陳情及び第61号陳情の計2件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決 (簡易)

(9) 日程第8、第57号陳情「桃園第二小学校新校舎道路を快適な歩行にするための陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決（電子採決）

(10) 日程第9、令和7年度中野区教育行政に関する点検及び評価（令和6年度分）の結果に関する報告書の提出について

(11) 陳情の継続審査（継続審査件名表）

※継続審査について一括採決（簡易）

(12) 常任委員会の所管事務継続調査（継続調査件名表）

(13) 議会運営委員会の所管事項継続調査（継続調査件名表）

(14) 散会・閉会

陳情継続審査件名表

《子ども文教委員会付託》

第56号陳情 美鳩小学校及び明和中学校の安全な通学に関して

《中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会付託》

第6号陳情 中野駅新北口駅前エリア再整備事業における土地の保有について

第24号陳情 区役所・サンプラザ跡地再開発について

第36号陳情 中野駅新北口駅前エリア再整備事業の再検討に際し独立性のある専門委員会を設けるべきことについて

第46号陳情 旧中野区役所とサンプラザの間の道路の樹木帯を伐採せず残すことを求める陳情

第48号陳情 旧区役所跡地とサンプラザの再利用について

第55号陳情 2020年策定の「中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画」を破棄し、再整備事業計画の根本的見直しを求めることについて

第58号陳情 建物の再生活用についての陳情（3項）

第59号陳情 新たな中野サンプラザ区民会議の設立を求める陳情

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 7 年第 4 回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 シティプロモーション及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

第4回定例会一般質問時間一覧

参 考
令和7年(2025年)11月27日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 2時間56分	176	ひやま 隆	54		50	4	0
		河合 りな	32	36	35	1	
		杉山 司	30	31	36	-5	
		細野 かよこ	30	25	32	-7	
		山本 たかし	30	23	23	0	
自由民主党議員団 2時間8分	128	伊藤 正信	37		33	4	1
		市川 しんたろう	25	29	26	3	
		大内 しんご	25	28	26	2	
		加藤 たくま	25	27	27	0	
		山内 あきひろ	16	16	15	1	
公明党議員団 1時間52分	112	甲田 ゆり子	38		33	5	4
		白井 ひでふみ	37	42	39	3	
		日野 たかし	37	40	36	4	
日本共産党議員団 1時間20分	80	武田 やよい	40		44	-4	9
		広川 まさのり	40	36	27	9	
都民ファーストの会中野区議団 48分	48	内野 大三郎	14		9	5	3
		大沢 ひろゆき	20	25	21	4	
		黒沢 ゆか	14	18	15	3	
無所属 16分	16	むとう 有子	16		15	1	1
無所属 16分	16	石坂 わたる	16		16	0	0
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16		14	2	2
無所属 16分	16	吉田 康一郎	16		16	0	0
無所属 16分	16	立石 りお	16		15	1	1
無所属 16分	16	斉藤 けいた	16		15	1	1
無所属 16分	16	井関 源二	16		15	1	1
合計(10時間56分)	656	25人	656		633		23

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績（D）」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

令和7年度

議会運営委員会 地方都市行政視察調査報告書（案）

1 訪問先及び調査事項

調査日	訪問先	調査事項
令和7年10月27日	岐阜県関市議会	議会基本条例の制定過程等について
令和7年10月28日	静岡県静岡市議会	正副議長選挙に関する所信表明演説について

2 調査内容

関市

「議会基本条例の制定過程等について」

(1) 関市の概要

関市は、岐阜県のほぼ中央部にあり清流長良川の中流に位置している。北は福井県に接し、南は濃尾平野の北辺に位置しており、東西延長は約39km・南北延長は約43kmのV字型の地形をしている。北部地域は標高が高く緑に恵まれ、南部地域は肥沃な平地が広がり、変化に富む地形を長良川・板取川・津保川・武儀川が流れ、水と緑の豊かな自然環境が維持保全されている。

関市は、「日本一の刃物のまち」として全国に名が知られ、その伝統と歴史は今を遡ること約800年の鎌倉時代から始まる。室町時代には、多くの刀鍛冶が関に集まり、関の孫六で知られる「兼元」や「兼定」など全国に名を馳せる多くの刀匠を生み出した。その高度な技術と伝統を継承して、小刀・かみそり・はさみ・ポケットナイフ・包丁・金属洋食器などの刃物産業が地場産業として受け継がれ、国際的刃物都市として進展している。

東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点である関市は、工業団地「関テクノハイランド」が立地しており、これらの自動車道の整備によって東海圏域と北陸圏域の経済と産業の交流拠点となり、工業・物流のハイテク産業都市としての飛躍が期待される。

現在の市域は472.33km²、人口は83,429人、世帯数は36,535世帯（令和7年4月1日現在）、予算規模は473億5,800万円（令和7年度一般会計予算）、議員定数は22人である。

(2) 視察経過

関市議会全員協議会室にて、渡辺議長にご挨拶をいただいた後、調査事項の議会基本条例の制定過程等について、議会事務局の藤井次長から説明を受け、質疑応答を行った。

(3) 説明内容

○ 議会基本条例の制定過程等について（藤井次長）

議会の役割を明確化・可視化し、信頼される議会運営を確立するため、全議員賛同の上、議会基本条例制定特別委員会を設置し、条例制定に向け検討してきた。委員は各会派から約半数と無所属議員2人のうち1人を含めた計11人で構成され、15回にわたり委員会を開催して協議し、令和6年9月の第3回定例会に条例案を上程し可決している。

条例案作成にあたっては、関市議会が抱える課題を確認し、県内他市の条例等参考にしながら、先に3名の議員で素案を作成し、それを基に、委員会で何度も協議を重ねている。その間、専門家を招いた研修会や議会だよりによる取組状況の紹介、パブリックコメントによる意見募集なども行った。制定した条例において、他議会の条例と比較し特徴的な点として、条例第13条第3項に、議員提案に対して執行機関側が質疑できることを規定している。

条例制定後の運用として、これまで行っていないことも新たに条例に規定しているため、それらの具体的な運用方法を早急に定める必要があり、次の定例会の前までに会派代表者会議で協議し決定してきた。

今後の課題として、条例で規定した「市民参加」や「次世代への取組」などをどのように具体的に実現していくか、「検証および見直し手続き」の達成度をどのように検証するかなど検討していく必要があると考えている。

《質疑応答》

(問) 議会基本条例制定特別委員会の委員数を議員定数の半数11人とした理由と、制定までに意見がまとまらなかった部分はあるか。

(答) 会派代表者会では、全会一致の合議で進めるのが原則。会派代表者会で特別委員会を設置することを合議し、会派代表者会の人数と同じ11人とした。

(問) 議会基本条例第13条第3項の市長側からの議会側の提案に対する質問や、第17条の議員間討議及び第18条の委員会による政策提言の具体的な方法や前例はあるか。

(答) いずれも前例はない。第17条については、委員会において、質疑の途中で委員間の討議に切り替えて進行しているが、前例はない。また第18条についても、最終的には審査結果に付帯意見として報告がなされているのみである。

(問) 第11条の次世代への取組として、事務局のSNS「X」で次世代広報への活用案はあるか。

(答) 現在のところは、特に案は持っていない。

(問) 議会基本条例の素案は、誰がどのようにして作成したのか。また、検討段階で妥協した部分などあるか。

(答) 3名の議員が立候補して、素案の作成にあたった。検討段階で条例の主旨に関わらない文言の修正等は受け入れた。

(問) 議会基本条例の制定前までの事務局や執行機関の関わり方は、どのようなものだったか。

(答) 素案の作成の段階で法制係に内容をチェックしてもらった。また、パブリックコメントを

実施する手続きについては、議会事務局で行ってもらった。

(問) パブリックコメントの意見に対する回答は行ったのか。

(答) 個別の回答は行っていないが、意見を踏まえ2点修正した。議会基本条例の理念とは、一致していたので影響はなかった。

(問) 議会事務局の具体的な役割としては、何をしたのか。

(答) 特別委員会の開催準備や検討課題の整理などの後方支援である。素案の作成には関与していない。

(問) 令和3年の特別職報酬等審議会の答申から令和5年の議会基本条例の検討開始まで、何か議会として動きはなかったのか。

(答) 課題である広報の充実を図るため、議会のみで発行する議会だよりの検討を行ったが意見がまとまらなかった。しかし、令和5年の一般選挙により、議員構成が若くなり、11人の広報委員で検討を行い、議会基本条例に掲げる方向性に進んだ。

(問) 住民参加の促進、広聴・広報活動の充実が課題とされていたが、具体的に取組みられたことはあるか。

(答) 以前は、議会だよりは、市報と一体になっていたが、議会広報委員会を設置し、議会だよりに「すぱっと」を創刊した。第10条の広報及び広聴の充実で掲げていることを実現させた。

(問) 議会の広報が大きく変わったのは、議会基本条例の制定後か。

(答) 広報が変わったのは、議会基本条例の制定前である。条例に定める理念に先行して検討を行っている。議会基本条例は、法的な面での後ろ楯となった。

(問) 広報委員が11人いるとのことだが、どういう役割なのか。

(答) 事務局に負担をかけないように、議会だよりの内容を部門分けして、役割分担制で編集している。委員は1年を通じて同じ部門を担当している。

(1) 静岡市の概要

静岡市は、3つの区を持つ政令指定都市で、静岡県 の 県庁所在地である。古くは登呂遺跡の農耕集落が栄えた弥生時代や、今川文化が花開いた室町・戦国時代、徳川家康公の大御所政権時代など、悠久の歴史の中で多彩な文化を育み、東海道の要衝として発展を続けてきた。

温暖な気候に恵まれ、北は南アルプスから南は駿河湾に至るまで豊かな自然環境の中で、「お茶」、「みかん」、「桜えび」など多くの特産物が生まれている。また、出荷額が日本一の「プラモデル」をはじめとした産業や、国際貿易の拠点である清水港などが市の経済において重要な役割を担っている。

長い歴史と豊かな自然に生まれ、個性的で魅力あふれる地域資源を数多く備えている。

現在の市域は1,411.83km²、人口は672,775人、世帯数は327,008世帯（令和6年12月末現在）、予算規模は3,885億円（令和7年度一般会計予算）、議員定数は48人である。

(2) 視察経過

静岡市議会議会特別応接室にて、議会事務局調査法制課の小山課長からご挨拶をいただいた後、調査事項の正副議長選挙に関する所信表明演説について、議会事務局議事課担当者から説明を受け、質疑応答を行った。

(3) 説明内容

○ 正副議長選挙に関する所信表明演説について（議会事務局議事課担当者）

議会基本条例第12条第2項及び運営等に関する規約第67条に基づき、「所信表明会」実施要領を定め、正副議長選挙にあたり事前に行う所信表明会の開催を任意で行っている。

所信表明会は、正副議長選挙を実施する本会議開催日の前日に行い、会場は静岡庁舎本館第3委員会室で開催し、座長は各党派代表者会議で決定した者等が務めている。所信表明を希望する場合の申出書提出期間は、正副議長選挙を実施する本会議開催日の7日前正午から実施日前日の正午まで行っている（締切が休日の時は前開庁日の正午まで）。提出にあたり候補者を除く推薦者4人以上が必要である。特に所信表明を立候補の条件としていないため、所信表明をしない場合でも投票は有効として取り扱っている。当日の所信表明の発言順序はくじ引きで決め、持ち時間は1人あたり5分以内である。所信表明会は公開で行い、その記録も作成している。

所信表明会開催に至った経緯としては、議会基本条例を制定するにあたり、他自治体の条例を参考にした際、「議長及び副議長の選出過程を明らかにすること」が規定されていたため、その機会や実施方法についても検討したためである。実際の所信表明会の様子を資料8ページから13ページで説明。

現在の所信表明会の課題として、所信表明を行ったことで選出過程を明らかにできているか、

所信表明を行っていない議員への投票、報道関係者の減少などが考えられる。

《質疑応答》

(問) 所信表明をした議員への質疑は行っているか。また、所信表明をしていない議員が正副議長になったことはあるか。

(答) 所信表明をした議員への質疑は行っていない。所信表明をしていない議員が正副議長になった例もない。

(問) 所信表明会の公開や公表については、どのように扱っているのか。

(答) 所信表明会については、公開している。会議録も作成・保存しているが、HPでの公開は行っていない。

(問) 正副議長の選出過程を明らかにするなら、立候補制にするという議論にはならなかったのか。

(答) 地方自治法上、議会内の選挙は立候補制をとれない。当時、平成23年頃の話だが、法律上の制限もあり、そのような議論にはならなかった。

(問) 所信表明会は、正副議長選挙を実施する本会議開催日の前日ということだが、区民等への周知はどのようにしているのか。

(答) 静岡市議会では、毎年、役職の改選を実施しているため、4月末に臨時会を行っており、事前に臨時会の会期日程等についてお知らせしている。ただし、当初は所信表明会のことは、お知らせしていない。正副議長の辞職の意向が会派代表者会で確認された後、会期日程の内容を変更して、お知らせをしている。

(問) 静岡市議会では、大会派の1、2番が正副議長なのか。また、それ以外の会派が役職に就いたことはあるか。

(答) 現在、正副議長は自民党である。少数会派が役職に就いたことはない。

(問) 静岡市議会では、一人会派は認められているのか。会派代表者会には出席できるのか。

(答) 一人会派も会派として認めている。会派代表者会への出席については、4人以上の会派という要件はあるが、オブザーバーという立場で出席は可能である。

(問) 副議長は、議長を補佐する立場と考えているが、考えが異なる正副議長の組み合わせになったことはあるか。また、副議長の所信表明は、どのような内容になるのか。

(答) 特にそのような組み合わせはなかったかと思う。副議長については、議長を補佐することを述べる議員、自身の考えを述べる議員、それぞれいる。

令和8年 第1回定例会日程表（案）

<会期 43日間 2月9日～3月23日>

月	日	曜	午 前	午 後
1月	26日	月		1 議会運営委員会
	27日	火		
	28日	水		
	29日	木		5 請願・陳情締切
	30日	金		
	31日	土		
2月	1日	日		
	2日	月		1 議会運営委員会
	3日	火		5 一般質問通告締切
	4日	水		
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	10日	火		
	11日	水	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	13日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	17日	火		
	18日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	19日	木	(予 算 検 討 日)	
	20日	金	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後) 予算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後) 予算特別委員会理事会
	25日	水	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後) 予算特別委員会理事会
	26日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	27日	金		1 予算分科会
	28日	土		
3月	1日	日		
	2日	月		1 予算分科会
	3日	火		1 予算分科会
	4日	水	(事 務 整 理 日)	
	5日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	6日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火		1 常任委員会
	11日	水		1 常任委員会
	12日	木		1 常任委員会
	13日	金		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		1 特別委員会(SWC特)
	17日	火		1 特別委員会(防災特)
	18日	水	(事 務 整 理 日)	
	19日	木	(中 学 校 卒 業 式)	
	20日	金	(春 分 の 日)	
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和8年 第1回定例会日程表（変更案） 資料 8-2

<会期 43日間 2月9日～3月23日>

月	日	曜	午 前	午 後
1月	26日	月		1 議会運営委員会
	27日	火		
	28日	水		
	29日	木		5 請願・陳情締切
	30日	金		
	31日	土		
2月	1日	日		
	2日	月		1 議会運営委員会
	3日	火		5 一般質問通告締切
	4日	水		
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(所信表明)
	10日	火		
	11日	水	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	13日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・予算上程) 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	17日	火		
	18日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(総括説明)
	19日	木	(予 算 検 討 日)	
	20日	金	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後) 予算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	火	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後) 予算特別委員会理事会
	25日	水	10 予算特別委員会(総括質疑)	(終了後) 予算特別委員会理事会
	26日	木	10 予算特別委員会(総括質疑)	
	27日	金		1 予算分科会
	28日	土		
3月	1日	日		
	2日	月		1 予算分科会
	3日	火		1 予算分科会
	4日	水	(事 務 整 理 日)	
	5日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会(主査報告・採決)
	6日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(予算議決・議案上程)
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火		1 常任委員会
	11日	水		1 常任委員会
	12日	木		1 常任委員会
	13日	金		1 特別委員会(防災特)
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		1 特別委員会(SWC特)
	17日	火		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	18日	水	(事 務 整 理 日)	
	19日	木	(中 学 校 卒 業 式)	
	20日	金	(春 分 の 日)	
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和8年 第2回定例会日程表（第1案）

<会期20日間 6月25日～7月14日>

月	日	曜	午 前	午 後
6月	11日	木		1 議会運営委員会
	12日	金		
	13日	土		
	14日	日	(区 長 任 期)	
	15日	月		
	16日	火		5 請願・陳情締切
	17日	水		
	18日	木	11 議会運営委員会	
	19日	金		5 一般質問通告締切
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月		
	23日	火		
	24日	水		
	25日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	26日	金		
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	30日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
7月	1日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	2日	木		
	3日	金		1 常任委員会
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		1 常任委員会
	7日	火		1 常任委員会
	8日	水		1 特別委員会（防災特）
	9日	木		1 特別委員会（SWC特）
	10日	金		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月	(事 務 整 理 日)	
	14日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和8年 第2回定例会日程表（第2案）

<会期18日間 6月29日～7月16日>

月	日	曜	午 前	午 後
6月	15日	月		1 議会運営委員会
	16日	火		
	17日	水		
	18日	木		5 請願・陳情締切
	19日	金		
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月		1 議会運営委員会
	23日	火		5 一般質問通告締切
	24日	水		
	25日	木		
	26日	金		
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	30日	火		
7月	1日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	2日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	3日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	4日	土		
	5日	日		
	6日	月		
	7日	火		1 常任委員会
	8日	水		1 常任委員会
	9日	木		1 常任委員会
	10日	金		1 特別委員会（防災特）
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月		1 特別委員会（SWC特）
	14日	火		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	15日	水	（事務整理日）	
	16日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰等による歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組みを着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高騰への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

中野区議会議長名

重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）

国においては、地域の実情に応じた政策展開を支援するため重点支援地方交付金を創設し、毎年度の社会経済情勢を踏まえたテーマ設定のもと、地方自治体の取組を後押ししている。直近では物価高騰対応、賃上げ促進、人口減少対策などが柱とされ、特に令和6年度の配分においては、地域の中小企業や医療・介護・保育施設等の物価高騰対策への支援が中心的に実施されたところである。

こうした交付金は、単なる財政措置にとどまらず、国の政策目標を地方の現場に実装する“実行プログラム”としての役割を果たしており、地方自治体の創意工夫を生かしつつ、地域経済の持続的発展に寄与している。

しかしながら、物価高騰や人手不足が長期化する中で、地方自治体は事業費の増大や人材確保の難しさといった課題に直面しており、重点支援地方交付金の規模・内容ともにさらなる充実が求められている。重点支援地方交付金の効果的な運用は、地域経済の底上げや住民生活の安定に直結するものであり、国・地方が一体となって取り組むことが不可欠である。

よって、政府におかれては、地方の現場に寄り添った柔軟かつ持続的な支援策を講じられるよう強く求める。

記

- 1 重点支援地方交付金の拡充を図り、地方が自立的に課題解決に取り組める環境を整えること。
- 2 重点支援地方交付金を含む地方財源を迅速かつ確実に配分すること。
- 3 地方自治体に対して、交付金制度の趣旨・要件等について丁寧な説明を行うとともに、実施段階での技術的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

財務大臣

中野区議会議長名

議員定数削減の議論に関する意見書（案）

12月5日、自民党と日本維新の会は、小選挙区25議席、比例区20議席の衆議院議員定数を削減する法案を提出しました。1年以内に結論が出ない場合、定数を自動的に削減する規定も盛り込まれました。

衆議院では小選挙区制度によって52%が「死票」となっており、比例代表は多様な民意を反映する大切な役割を持っていますが、この議員定数削減により、国民の多様な意見が反映されなくなるという懸念が指摘されています。

そもそも、日本の国会議員定数は決して多くはなく、人口100万人当たり5.6人と、OECD（経済協力開発機構）加盟国38カ国中36番目の水準です。主要7カ国（G7）の中でも2番目に少なく、人口100万人当たり21.7人のイギリスと比べると4分の1程度です。

よって、中野区議会は国会及び政府に対し、衆議院の議員定数削減に関して、客観的事実に基づき、慎重な議論を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

中野区議会議長名

OTC類似薬の保険適用除外をしないことを求める意見書（案）

現在、医療費4兆円削減に向けて、OTC類似薬の保険適用除外や、保険適用を維持しつつ患者に追加負担を上乗せすることが議論されています。風邪薬、胃腸薬、湿布薬、抗アレルギー薬など、市販薬と効能の似たOTC類似薬の保険適用除外は「現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減」のためと政府は主張しています。しかし、処方薬に比べ価格が大幅に上がることから使用控えが起きることや、自己判断で薬剤を使用することの危険など、保険料負担軽減が逆に健康を損ねることになりかねません。これでは本末転倒です。

子どもの医療費無償化は子どものいる世帯の負担を引き下げる目的でおこなわれましたが、OTC医薬品を自費で購入しなければいけないのでは助成制度の意味がなくなります。また、難病により医療費助成の対象疾病として月額自己負担上限額が適用されている患者の場合でも、使用している薬剤が保険適用から外れれば大幅な自己負担増となります。アトピー性皮膚炎や喘息などのアレルギー疾患、リウマチや広範囲の皮膚炎などで、長期にわたり薬剤の使用が必要な患者もおり、自己負担増が命と健康に直結する事態となりかねません。

OTC類似薬の保険適用除外については、日本医師会は医療機関の受診控えによる健康被害、経済的負担の増加、薬の適正使用が難しくなることの3点をあげて強い懸念を表明しています。日本薬剤師会や全国保険医団体連合会なども、反対の態度を明らかにしています。

よって、中野区議会は政府に対し、国民皆保険制度のもとですべての国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC類似薬の保険適用除外をしないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

あて

経済産業大臣

中野区議会議長名

民泊のあり方について再検討を求める意見書（案）

中野区内の旅館業及び住宅宿泊事業の開設相談の件数は、2023年度576件、2024年度3,335件とおよそ6倍となる中、夜間の騒音、ごみの違法投棄など、苦情件数も34件が196件と、ほぼ6倍と急増しています。

事業者や土地建物の所有者への連絡やルールの徹底の指導など、保健所や清掃事務所でも地域住民からの相談対応で苦慮していると伺っているところです。行政による適切な指導のためにも、相談体制を整える必要があります。

また、違法な民泊事業者については既存の仕組みでは有効な規制の方法がないのが現状です。

よって、中野区議会は政府に対し、地域住民の生活を守る観点から、民泊のあり方について以下を求めます。

記

- 1 民泊経営を行う際、地域住民や管理組合等との事前協議および合意形成の義務付けを検討すること。
- 2 無許可あるいは無届営業に対する罰則を強化するとともに、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の責任の厳格化を図ること。
- 3 地方公共団体の民泊施設の指導・監督に係る人員確保や財政支援等の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

あて

国土交通大臣

中野区議会議長名